

武市監告示第12号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び同基準第15条の規定によりその結果を公表します。

令和7年6月3日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

1 監査の種類 財政援助団体監査、出資団体監査

2 監査の対象 一般財団法人 武雄市スポーツ協会

3 監査の対象期間 令和5年11月1日から令和7年3月31日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査は、財政援助に係る出納、出資に係る出納及び公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 所管課 企画部スポーツ課

6 監査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員事務局

日 程 令和7年5月30日（金）

7 団体の概要

（1）設立の目的

武雄市の体育団体を統括し、これを代表する団体として、市民体育・スポーツの普及と振興に関する事業を行い、市民の体力向上とスポーツ精神を養い、健全な心身の発展に寄与することを目的とする。

（2）事業の内容

・市民がスポーツに親しむ機会の創出に関する事業

- ・競技スポーツの振興に関する事業
- ・関係スポーツ団体との連携に関する事業 等

(3) 職員数

4名（令和7年4月1日現在）

8 武雄市からの財政援助等

(1) 補助金

運営費の助成としての令和5年度の補助金は予算現額21,556,000円に対して決算額21,000,000円、令和6年度当予算現額は、20,019,000円に対して決算額20,271,393円となっている。

(2) 出資金

基本財産は33,256,004円（令和7年3月31日現在）で、そのうち武雄市は20,000,000円を出捐している。（出捐率60.1%）

9 監査の結果

財政援助等に係る出納、その他の事務、収支の会計経理はおおむね適正に行われており、事業は財政援助等の目的に沿って適切に執行されていると認められた。